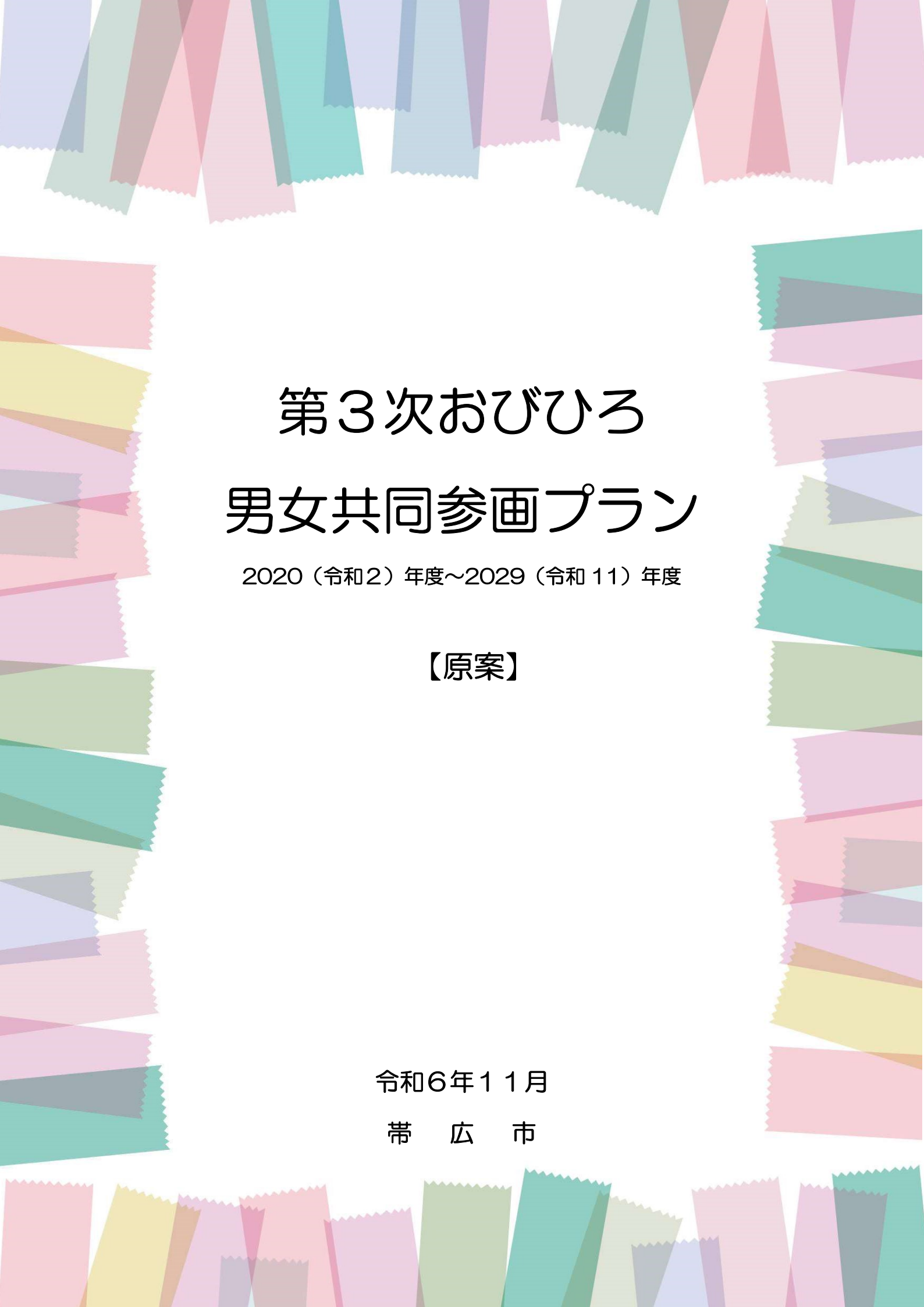




第3次おびひろ 男女共同参画プラン

2020（令和2）年度～2029（令和11）年度

【原案】

令和6年11月

帯 広 市

○第3次おびひろ男女共同参画プラン中間見直しにかかるパブリックコメントについて

本プランは、国の動きや社会情勢、本市の男女共同参画に関する現状や課題を踏まえ、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、総合的に施策を推進するための計画として策定(令和2～11年度)しています。

男女共同参画にかかる社会情勢の変化に柔軟に対応するため、所要の見直しを行うものです。皆様のご意見やご提言をお寄せください。

なお、本プラン中、下線部分が今回の見直しにて修正した部分となります。また、37ページ以降の参考資料については添付しておりません。

目 次

第1章 プランの基本的な考え方

- 1 プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 男女共同参画をめぐる動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 帯広市の男女共同参画の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 プランの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 5 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 6 プランの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第2章 プランの基本目標

- 1 プランの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第3章 プランの基本方向・基本施策

＜基本目標Ⅰ＞ 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革

- 基本方向1 男女平等の視点に立った教育の推進・・・・・・・・・・・・・12
- 基本方向2 男女共同参画への意識の向上・・・・・・・・・・・・・14
- 基本方向3 性を尊重する意識の醸成と制度の運用・・・・・・・・・・・・・16

＜基本目標Ⅱ＞ 女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援の提供

(DV 防止基本計画、女性支援基本計画)

- 基本方向1 パートナー等への暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・18
- 基本方向2 セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶・・・・20
- 基本方向3 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・22

＜基本目標Ⅲ＞ 男女がともに活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

- 基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画促進・・・・・・・・・・・・・24
- 基本方向2 男女がともに働くための環境整備・・・・・・・・・・・・・26
- 基本方向3 就労における男女平等の促進・・・・・・・・・・・・・28
- 基本方向4 就業機会の確保・・・・・・・・・・・・・30
- 基本方向5 地域社会等における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・・・・33

第4章 プランの推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [35](#)
- 2 進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [35](#)

参考資料

- 1 帯広市男女共同参画市民懇話会審議経過・・・・・・・・・・ [37](#)
- 2 帯広市男女共同参画市民懇話会委員名簿・・・・・・・・・・ [38](#)
- 3 日本国憲法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [39](#)
- 4 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [40](#)
- 5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・・・・ [44](#)
- 6 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [50](#)
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・ [55](#)
- 8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・ [66](#)
- 9 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律・・・・ [74](#)
- 10 [困難な問題を抱える女性への支援に関する法律](#)・・・・・・・・・・ [76](#)
- [11](#) 男女共同参画行政関係年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [81](#)

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

一人ひとりが性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができ男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、関係法を整備してきており、なかでも、人口減少や少子高齢化が進行する社会においては、女性の活躍が不可欠として、女性の登用の推進、子育て・介護などに配慮した柔軟な働き方の実現に向けた制度改革などを進めているほか、2024（令和 6）年には困難な問題を抱える女性への福祉の増進を図るための法律を施行し、本人の立場に寄り添った、切れ目のない包括的な支援等に取り組んでいます。

本市では、2001（平成 13）年に男女共同参画を推進するための行動プランとして「おびひろ男女共同参画プラン」（以下、「プラン」という。）を策定して以降、国等の施策の動向も踏まえながら、一人ひとりが輝き豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指して、各施策に取り組んできました。

市が実施した調査結果からは、固定的な性別役割分担意識^{※1}の解消に向けた意識が浸透しつつある一方で、女性が家事や育児等に多くの時間を費やしているほか、男性の育児休業取得が進まない状況、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（以下、「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメント^{※2}（以下、「セクハラ」という。）の存在、さらに依然として社会の様々な分野における男女間の意識に格差があるなどの課題が見られているところです。

職業観・家庭観が変化していく中で、誰もが性別を意識することなく、個性と能力を十分に発揮できる社会、男女がともに仕事と家庭生活との両立ができる社会、互いの人権が尊重され、DVやセクハラなどの暴力のない社会を目指した取り組みを、今後も引き続き進める必要があります。

本プランは、国の動きや社会情勢、本市の男女共同参画に関する現状や課題を踏まえ、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、総合的に施策を推進するために策定するものです。

※1 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。

2 男女共同参画をめぐる動き

(1) 国際社会の動き

国際連合（以下「国連」という。）では、1975（昭和 50）年を国際婦人年と定め、男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加などを目標に世界的な活動を行うこととし、1979（昭和 54）年には、女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた「女性差別撤廃条約」を採択するなど、女性の地位向上を目指す取り組みを進めてきました。

また、2015（平成 27）年には、国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDG s）※¹」において、政治、経済、公共分野での意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画等をターゲットとした「ジェンダー※²平等を実現しよう」との目標が定められ、諸外国で取り組みが加速しています。

わが国の男女共同参画は、こうした国連の女性の地位向上に係る運動と連動して進んでいます。

※1 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015（平成 27）年 9 月に国連で採択された、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の目標。17 のゴール（目標）とその下位目標である 169 のターゲットから構成されている。

※2 ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。

(2) 国の動き

わが国では、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」（以下、「基本法」という。）を制定し、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めてきています。しかしながら、固定的な性別役割分担意識や男性中心型の労働慣行は依然として残っており、また、急速な少子化の進展や雇用環境の変化等、社会情勢が大きく変わる中、価値観やライフスタイル、性をめぐる概念などが多様化し、新たな状況への適切な対応が求められています。

特に、女性を取り巻く社会環境は大きな変化を遂げており、2015（平成27）年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定され、あらゆる分野における女性活躍推進の基本原則が定められたことにより、様々な法改正や制度改革等が進められています。

2020（令和 2）年12月に制定された「第 5 次男女共同参画基本計画」においては、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの導入など、働く場所や時間に制約のない多様な柔軟な働き方が広がり、固定的な性別役割分担意識を前提とした長時間労働等の慣行の

見直しや、男性の家事・育児等への参画の促進、女性が能力を発揮できる環境の整備など、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる働き方を実現するための取り組みが進められています。

一方で、外出自粛や休業等による生活不安やストレスを起因とした配偶者等から女性に対する暴力や性暴力の増加・深刻化、不安定な就労状況や経済的困窮など、女性が抱える問題は多様化・複合化・複雑化している。こうした困難な問題を抱える女性への支援のため、2024（令和6年）4月より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援法」という。）が施行され、女性が安心して相談できる体制の充実や、自立して生活するための援助等、多様な支援を包括的に提供する体制の整備を進めています。

（３）北海道の動き

北海道においては、平成26年に、北海道全体で女性活躍の気運醸成を図るため、「北の輝く女性応援会議」を設置し、企業等と連携した取り組みを進めてきています。

平成30年3月には、「女性活躍推進法」に基づく推進計画を包含させた、「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定し、男女平等観の形成のための意識変革の推進や、様々な分野における女性の活躍の促進、DV防止及び被害者保護等の推進に向け、各種施策を総合的に推進しています。

また、「女性支援法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）に定める都道府県基本計画として「北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画」を一体的に策定し、市町村や関係機関と連携を図りながら、困難な問題を抱える女性の早期発見や居場所の提供、相談支援、一時保護、自立支援など、包括的な支援に取り組んでいます。

3 帯広市の男女共同参画の現状と課題

(1) 男女共同参画意識の改革

基本法において、男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

男女共同参画社会に対する人々の意識は、時代とともに変わりつつあるものの、性別による役割分担意識や性差に関する偏見、これを反映した社会慣行などは依然として残っており、その解消に向けた意識の改革が課題となっています。

本市が実施した意識調査では、「家庭における固定的な性別による役割分担」は、解消に向けた意識が浸透しつつある一方で、「男女の地位の平等感」は5年前の調査時と比べて、ほとんど変化が見られないなど、社会の様々な分野における男女間の「不平等感」は依然として残っていることがわかりました。

また、男女共同参画の推進は、幅広く多様な個人を認め合う、尊厳を持って個人が生きることのできる社会の実現につながるものですが、周囲の無理解や偏見・差別、性別に基づく制度や社会的慣行により、LGBT等*の人々が生きづらさや様々な困難を抱えていることが指摘されています。

パートナーと共同生活を送るLGBT等の人々は、配偶者や家族には認められる制度やサービスが利用できないなど、「2人の関係が社会に受け入れてもらえない」ことが生きづらさを抱える要因の1つとされています。

こうした状況を踏まえ、法的効力はないものの、帯広市が2人の関係を受け止め、公的に認める「帯広市パートナーシップ制度」を導入・実施しています。

性別にとらわれず、誰もが、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を促進していく必要があります。

※LGBT等

L：レズビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（身体と心の性別に違和感があるなどで、生まれた時の性別とは違う性別で生きたいと望む人）の頭文字を組み合わせたもの。LGBT以外にも、様々な性のあり方があるため、LGBT等としています。

(2) 女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援

近年、女性が日常生活や社会生活を送るうえで直面する問題の多様化・複合化・複雑化が、新型コロナウイルス感染症の影響から顕在化し、人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の取り組みにおいて女性への支援が不十分であると指摘されています。

これは、女性であることにより、DVや性暴力、ストーカー行為、セクハラ、不安定な就労状況や経済的困窮など、様々な困難な問題に直面することが多いためです。

「女性支援法」では、困難な問題を抱えた女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、相談支援や自立のための援助等を包括的に受けられる体制を整備することが求められています。

本市が実施した意識調査では、DVやセクハラ等の被害が依然として存在していること、また、DV被害を受けても「相談窓口を知らない」「誰にも相談していない」人がいることも明らかになっています。

様々な困難を抱える女性が安心して相談ができ、自立して暮らすことができる社会の実現に向け、相談窓口の認知度向上や、関係機関・民間団体と連携した相談支援体制を充実させる必要があります。

(3) とともに活躍できる社会の実現

女性活躍推進法では、自らの意志によって職業生活を営み、または、営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要としています。女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用や、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備などにより女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るとしています。

本市が実施した意識調査より「女性の活躍が進まない要因」として「育児等に女性の方がより多くの時間を費やしている」と感じている人が多い現状や、男女ともに女性のリーダーを「望まない・望まれていない」と感じている人が一定数存在するなど、調査結果全体をととしても、「男性は仕事・女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識が根底にあることが伺えます。

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、そのためには、働き方、暮らし方、意識を変革し、仕事と家庭生活の調和が図られた社会の実現に向け取り組む必要があります。

4 プランの位置付け

このプランは、本市の男女共同参画の推進に関する分野計画として、「第七期帯広市総合計画」に即して策定するものです。

また、「基本法」第14条第3項に基づく基本計画としての位置付けに加え、「女性活躍推進法」第6条第2項に定める市町村推進計画、「DV防止法」第2条の3第3項に定める市町村基本計画、「女性支援法」第8条第3項に定める市町村基本計画として位置づけるものです。

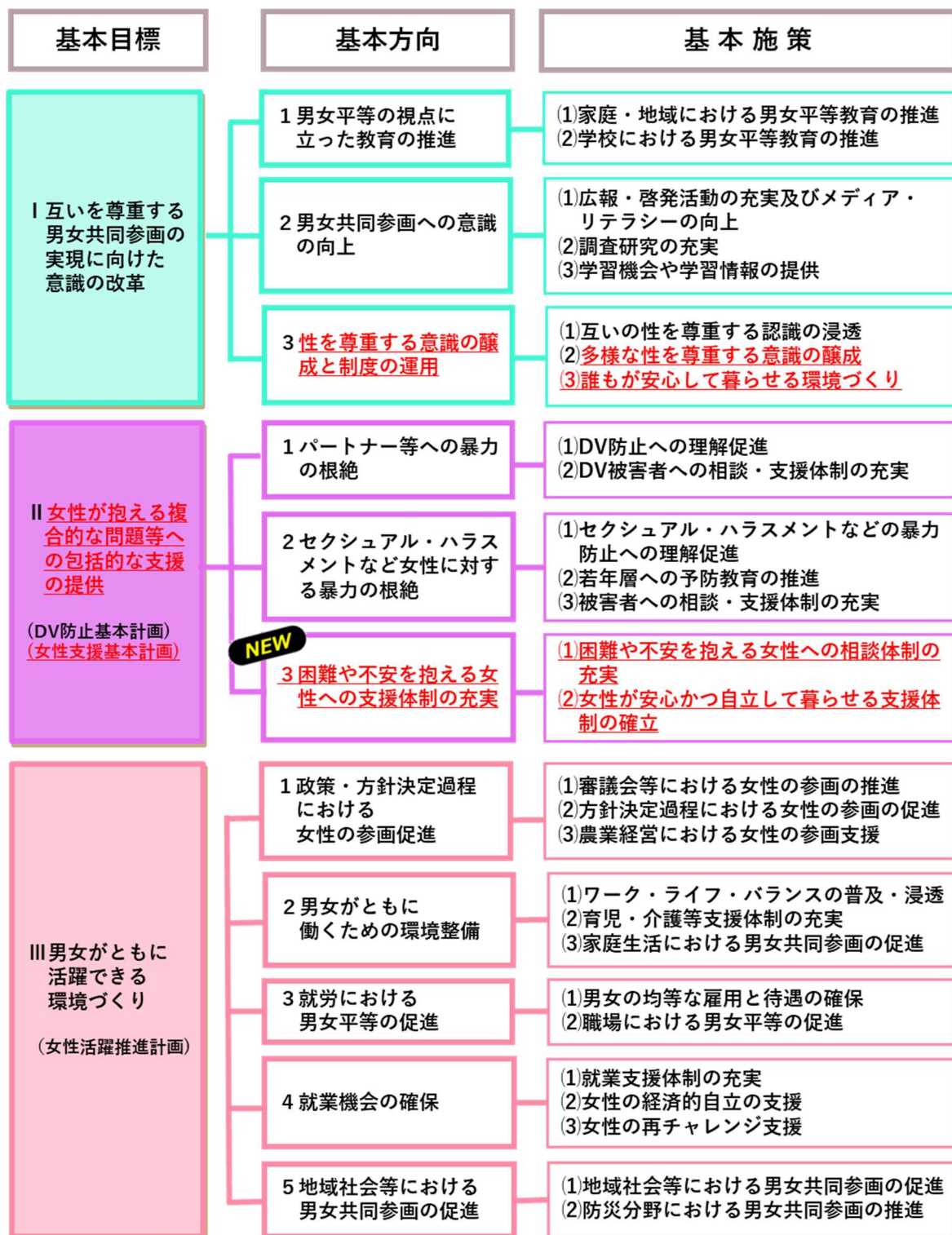
5 プランの期間

このプランの期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、男女共同参画にかかる社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

6 プランの体系

このプランは、「基本目標」、「基本方向」、「基本施策」で構成します。

- (1) 基本目標…基本目標は、市の男女共同参画の実現に向けた目標として示したものです。
- (2) 基本方向…基本方向は、基本目標の実現に向けた市の施策の方向性を示したものです。
- (3) 基本施策…基本施策は、基本方向の実現に向け、市が実施する男女共同参画に係る取り組みを示したものです。



1
基本的な
考え方

2

基本目標

3

基本
基本
施方
策向

4

プ
ラン
の
推
進

第2章 プランの基本目標

1 プランの基本目標

このプランでは、国の動きや社会情勢、第2次プランにおける現状と課題を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本目標を以下の3つとします。

基本目標Ⅰ

互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革

男女共同参画社会の実現のためには、人々の意識の中で長い間に形づくられてきた固定的な性別役割分担意識の解消や、多様な性の理解に向け、互いを尊重する意識の浸透が必要です。

市民の理解を促進していくため、家庭や地域、学校などあらゆる場において、男女平等観の形成や多様な性の尊重などに関し意識の改革を図ります。

基本方向

- 1 男女平等の視点に立った教育の推進
- 2 男女共同参画への意識の向上
- 3 性を尊重する意識の醸成と制度の運用

◆推進目標

推進目標	現状値	目標値	推進目標の考え方
	(R 5)	(R11)	
固定的な性別役割分担意識が解消されていると思う人の割合	65.5%※	<u>増加</u>	・固定的な性別役割分担意識が解消されていると思う人の割合。 ・男女平等の視点に立った教育や意識の啓発を行うことにより、役割分担意識の解消を進め、割合の増加を目指します。

※ 令和5年度男女共同参画に関する意識調査（市調査）「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「反対」と回答した割合

基本目標Ⅱ

女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援の提供
(※DV 防止基本計画・女性支援基本計画)

時代の変化とともに女性が抱える問題は、身体的・精神的 DV、ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害、生活困窮や家庭関係破綻など、多様化・複合化・複雑化しています。

ひとりで抱え込まず、安心して相談・自立して生活できるよう、関係機関や民間団体等と連携・協働して、当事者中心の包括的でより適切な支援を進めます。

基本方向

1 パートナー等への暴力の根絶

2 セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶

3 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実

◆推進目標

推進目標	現状値	目標値	推進目標の考え方
	(R 5)	(R11)	
市内高等学校におけるデートDV※1予防講座実施率	33.3%	100.0%	・市内9高等学校のうち、デートDV予防講座を受講した生徒のいる学校の割合。 ・若年層からの暴力を生まない予防教育により、パートナー間の暴力の防止につなげるため、高校における実施率100%を目指します。
女性のための相談窓口等を「知らない」人の割合	30.1%※2	減少	・様々な相談窓口等を知らない人の割合。 ・相談できる窓口があることを知り、相談支援につながるできるよう、相談窓口の周知を強化し、認知度向上を目指します。

※1 デートDVとは、交際中のカップル間に起こるDVのこと。

※2 令和5年度男女共同参画に関する意識調査（市調査）「女性に対する暴力や様々な悩みに関する相談窓口等について知っているもの」について、「特にない」と回答した割合

基本目標Ⅲ

男女がともに活躍できる環境づくり（※女性活躍推進計画）

仕事と家庭生活の両立や、女性の政策・方針決定過程への参画、ライフステージに応じた働き方の選択など、男女がともに活躍できる環境づくりが必要です。

女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、女性の活躍を推進します。

基本方向

- 1 政策・方針決定過程における女性の参画促進
- 2 男女がともに働くための環境整備
- 3 就労における男女平等の促進
- 4 就業機会の確保
- 5 地域社会等における男女共同参画の促進

◆推進目標

推進目標	現状値	目標値	推進目標の考え方
	(R 5)	(R11)	
事業所※1 の管理職に占める女性割合	15.4%	増加	・従業員 5 人以上の事業所における管理職に占める女性の割合。 ・企業等の方針決定過程において、多様な視点による意見を反映させるため、女性の参画に向けた啓発を行い、毎年度増加を目指します。
育児休業制度を導入している事業所の割合	68.9%	73.9%	・従業員 5 人以上の事業所において、育児休業制度を導入している事業所の割合。 ・事業所への啓発により、ワーク・ライフ・バランスの理解を進め、毎年 1 % の増加を目指します。
事業所の育児休業を取得した男性従業員の割合	22.2%	増加	・従業員 5 人以上の事業所において、配偶者が出産した者のうち育児休業を取得した男性従業員の割合。 ・男女がともに仕事と家庭生活が両立できるよう、男性の家事・育児等への参画の重要性について啓発を行い、令和 5 年度の調査値より毎年度増加を目指します。

※1 事業所とは、市が実施する「事業所雇用実態調査」の対象事業所のことをいう。

推進目標	現状値	目標値	推進目標の考え方
	(R 5)	(R11)	
審議会等への女性の参画率	33.9%	<u>40.0%以上</u>	・市の審議会等における女性委員の割合。 ・審議会等における女性の視点の必要性について理解を進め、2次プラン※2で未達成であった目標値40.0%を目指します。
市の管理職に占める女性割合	14.8%	<u>帯広市特定事業主行動計画にて策定する数値目標を準用※3・4</u>	・市の管理職に占める女性職員の割合。 ・市の方針決定過程において、多様な視点による意見を反映させるため、女性職員のキャリア形成の支援を進め、目標値を目指します
市の育児休業を取得した男性職員の割合	60.0%	<u>81.0%</u>	・配偶者が出産した者のうち、育児休業を取得した市の男性職員の割合。 ・男女がともに仕事と家庭生活を両立するため、男性が家事・育児等へ参画できるよう育児休業を取得しやすい職場環境づくりを全庁的に進め、目標値を目指します。

※2 2次プランとは、「第2次おびひろ男女共同参画プラン」のことをいう。

※3 「市の管理職に占める女性割合」はR 7の目標値。

※4 帯広市特定事業主行動計画とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主としての責任のもと、国及び地方公共団体職員のワークライフバランスの実現等を図るための取り組みについてまとめた計画のことをいう。

1	基本的な考え方
2	基本目標
3	基本方針
4	プランの推進

第3章 プランの基本方向・基本施策

〈基本目標Ⅰ〉

互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革

基本方向1 男女平等の視点に立った教育の推進

【現状と課題】

男女の地位の平等感について、本市が令和5年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査」では、学校教育の場では約5割の人が平等になっていると感じている一方で、政治の場や社会通念、社会全体においては、7割以上の人が「男性が優遇されている」と回答しているなど、依然として社会の様々な分野で、男女間に不平等があると感じている割合が高い結果となっています。

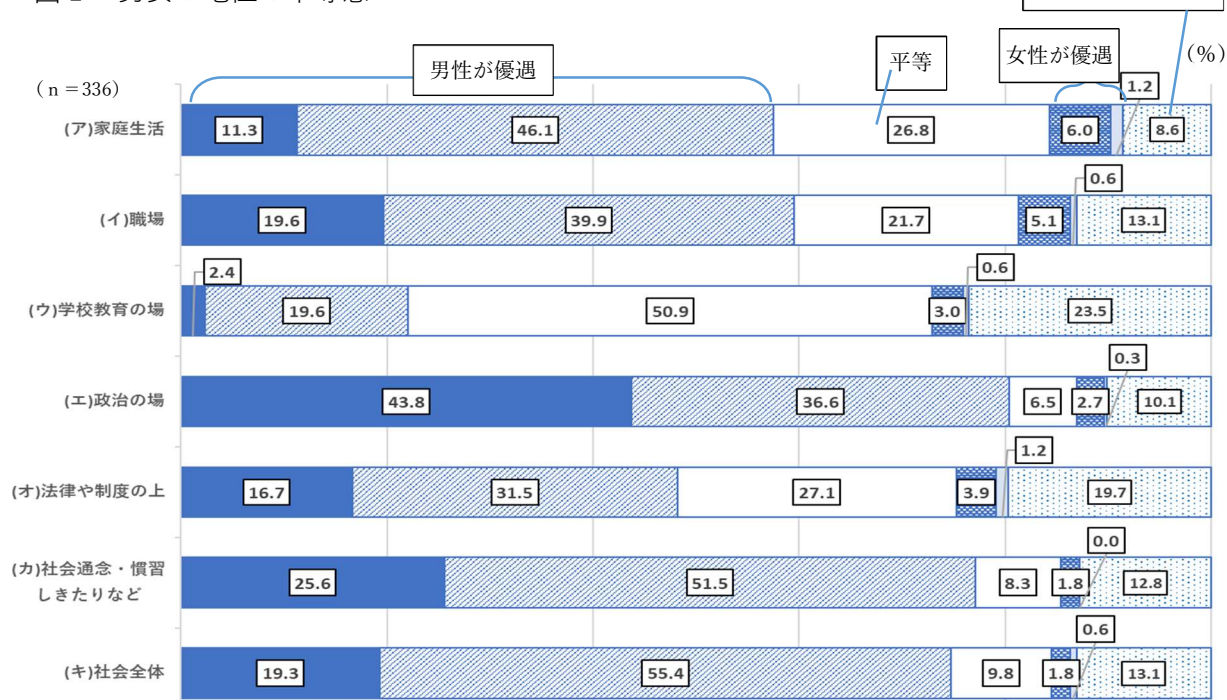
このため、家庭や地域、学校において、市民一人ひとりが、個人の尊重と男女平等意識を身につけることが重要であるほか、次代を担う子どもたちに互いを尊重する心を育む教育が必要です。

基本施策

(1) 家庭・地域における男女平等教育の推進

(2) 学校における男女平等教育の推進

図1 男女の地位の平等感



※帯広市「令和5年度 男女共同参画に関する意識調査」より作成

基本施策 (1)家庭・地域における男女平等教育の推進

多様な生き方や暮らし方を持った人々が、他の人々と共生しながら自分らしさを大切にしていけるよう、家庭や地域における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を進めます。

〈主な取り組み〉

- 家庭・地域における、個の重要性の尊重を啓発する各種講座・研修会の開催
- 地域において、男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮できる各種講座の開催など学習機会の提供

基本施策 (2)学校における男女平等教育の推進

学校教育における必要のない男女の区別をなくし、一人ひとりの個性を尊重する男女平等観に立った教育を進めます。

〈主な取り組み〉

- 児童生徒の発達段階に応じた、男女の相互理解などの指導と、男女平等の視点に立った教育の実施
- 教職員や関係者に対する、男女共同参画社会に関する理解の浸透を図る研修などの実施

1
基本的な
考え方

2
基本目標

3
基本
基本
施方
策向

4
プ
ラ
ン
の
推
進

基本方向2 男女共同参画への意識の向上

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成への理解の促進を図る啓発活動は、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みの根幹をなすものです。

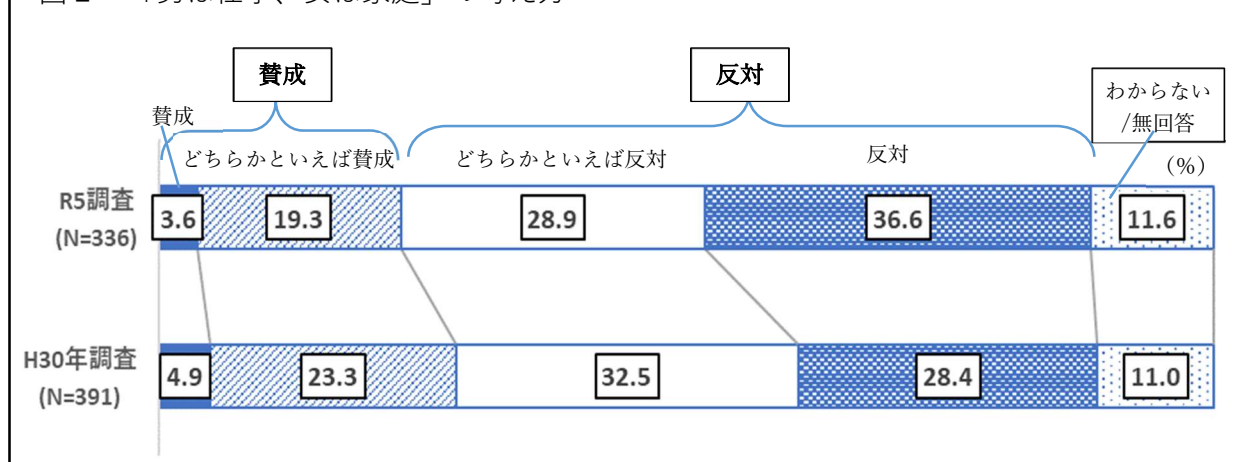
「男は仕事、女は家庭」という家庭生活における考え方について、本市が令和5年に実施した意識調査では、「反対」、「どちらかといえば反対」とする回答が65.5%と、5年前の調査より4.6ポイント増加し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識が浸透しつつあるものの、男性にも女性にも「主たる稼ぎ手は男性である」といった認識があるほか、男性は仕事、女性は家庭を優先している現状など、意識の根底に固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが伺えます。

固定的な性別役割分担意識の解消には、社会における男女共同参画の意義について理解を進める必要があります。

基本施策

- (1) 広報・啓発活動の充実及びメディア・リテラシーの向上
- (2) 調査研究の充実
- (3) 学習機会や学習情報の提供

図2 「男は仕事、女は家庭」の考え方



※帯広市「令和5年度 男女共同参画に関する意識調査」より作成

基本施策 (1)広報・啓発活動の充実及びメディア・リテラシー※の向上

固定的な性別役割分担意識や、社会通念上の「男らしさ、女らしさ」にとらわれず、一人ひとりが平等であり、個人を尊重できるという意識の浸透を進めます。

〈主な取り組み〉

- 男女共同参画週間や情報誌の発行など多様な機会を通じた情報の提供
- 性別に基づく固定的観念にとらわれない広報・出版物の発行やホームページの作成
- 学校教育をはじめとする様々な場での、メディア・リテラシーの向上に資する啓発

※メディア・リテラシー

情報を伝達する媒体（メディア）を使いこなす基礎的な素養のことで、メディアを通じて情報を取得・収集し、取捨選択及び評価・判断する能力や、自らの持つ情報がメディアを通じて適切に発信できる能力を指します。

基本施策 (2)調査研究の充実

男女共同参画社会形成のため、市民や事業所の実態把握や国際社会における男女共同参画の状況を収集・提供します。

〈主な取り組み〉

- 男女共同参画に関わる市民や事業所の意識調査の実施
- 国際社会における男女共同参画や、世界と比較した日本の男女共同参画推進状況などの情報の収集・提供

基本施策 (3)学習機会や学習情報の提供

男女共同参画に関する事柄について、生涯を通していつでも自由に学ぶことができるための学習機会を提供します。

〈主な取り組み〉

- 多様な生き方を主体的に選択できる生涯学習情報の提供と、知識を学べる機会の提供
- 生涯にわたりそれぞれの個性と能力を発揮し、心豊かな生活を送れる地域社会づくり

基本方向3

性を尊重する意識の醸成と制度の運用

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会形成への前提となるものです。特に、女性の「こころ」や「からだ」は、思春期、妊娠・出産期、更年期など、ライフステージによって変化することに、留意が必要です。

女性やカップルが子どもを産む、産まないなどを決めることができる「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）」の視点は、女性の重要な人権の一つとして、男女双方が理解することが重要です。

本市が令和5年度に実施した意識調査では、「LGBTなどの言葉の認知度」で「LGBT」という言葉は8割以上が「知っている」と回答したものの、その他のセクシュアリティに関する言葉については5割以下の認知度という結果になりました。

LGBT等については、近年、社会的に認知されつつありますが、周囲の人の無理解や偏見などにより困難を抱えることがあります。多様な性への理解を促進し、誰もが自分らしく生きることができるよう、差別や偏見のない社会づくりが必要です。

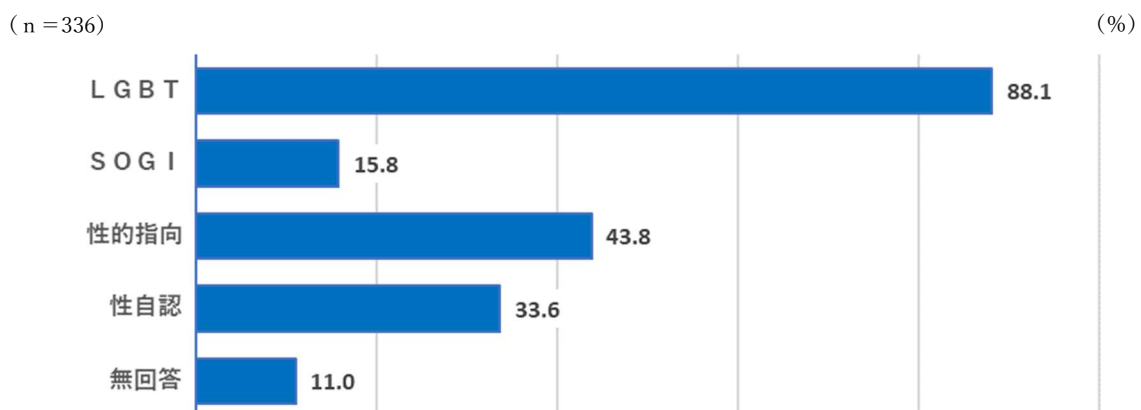
※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年、国際人口開発会議において提唱されたもの。子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかは、個人やカップルが自由にかつ責任を持って決める事であるという考えで、世界的には人権の一部と考えられています。そのための情報と手段を得る権利を誰もが有しています。

基本施策

- (1) 互いの性を尊重する認識の浸透
- (2) 多様な性を尊重する意識の醸成
- (3) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

図3 LGBTなどの言葉の認知度



※帯広市「令和5年度 男女共同参画に関する意識調査」より作成

2

基本目標

3

- ## 基本方向 基本施策

4

プランの
推進

- 帯広市パートナーシップ制度の運用
- 多様な性に関する職員ガイドラインの運用
- 民間企業等への理解促進

〈基本目標Ⅱ〉

女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援の提供

(DV 防止基本計画・女性支援基本計画)

基本方向 1

パートナー等[※]への暴力の根絶

【現状と課題】

本市のDV相談件数は、平成27年度をピークに減少傾向となっていました。令和2年度からの3年間は、新型コロナ関連の給付金の申請に係る対応等が要因となり増加しています。

また、本市が実施した意識調査によると、「DVの被害経験がある人がどこにも相談しなかった」人の割合では、平成30年度26.9%であったのに対し、令和5年度は40.9%と14ポイント増加しました。コロナ禍における生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等が、女性に対する暴力の深刻化や潜在化を助長したことが伺えます。

被害者の中には、つらい現状を変えたいと思っても、「誰かに相談する」という最初の一歩に、様々な理由からためらう人もいます。相談窓口等の周知を図るとともに、相談しやすい体制づくりにより被害者の潜在化を防止し、被害者等の安全確保を最優先とした措置を講じるなど、関係機関と連携して被害者の立場に立った迅速、的確な支援を行う必要があります。

※パートナー等

配偶者や元配偶者のほか、生活の本拠を共にする交際相手のこと。

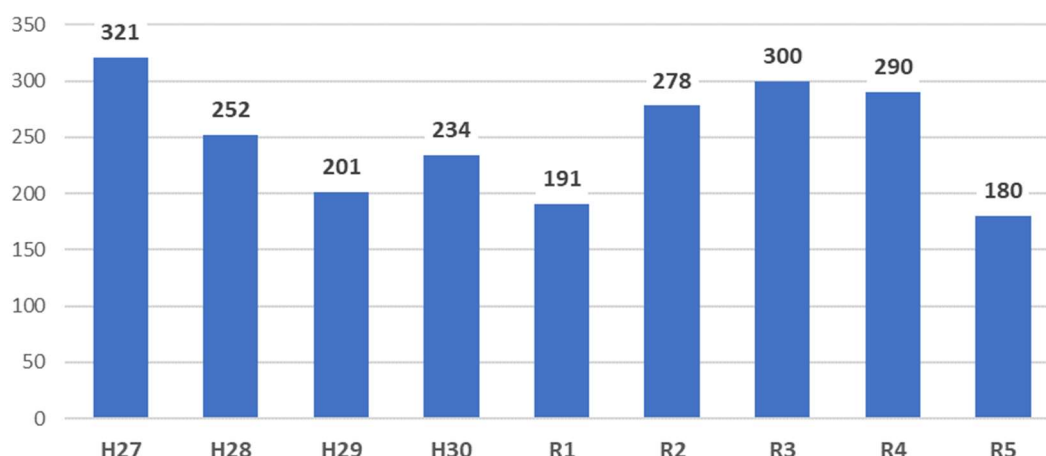
基本施策

(1) DV防止への理解促進

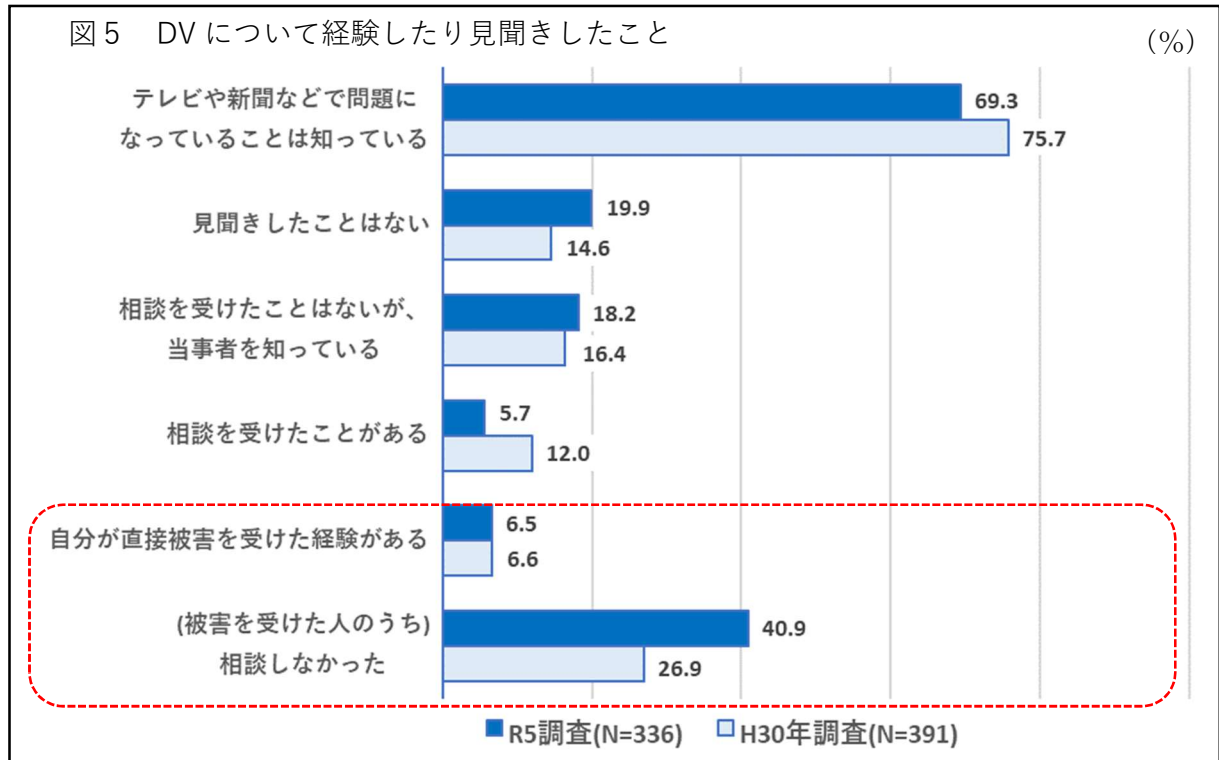
(2) DV被害者への相談・支援体制の充実

図4 帯広市におけるDV相談件数の推移

(件)



※帯広市市民活動課調べ



※帯広市「令和5年度 男女共同参画に関する意識調査」より作成

基本施策 (1)DV 防止への理解促進

啓発資料の配布や講座などあらゆる機会を活用して、DV 予防と根絶に向けた意識啓発を進めます。

〈主な取り組み〉

- DV 防止に向けた DV に関する情報の収集・提供

基本施策 (2)DV 被害者への相談・支援体制の充実

DV 被害が深刻化する前に被害者が相談できる支援体制の充実を図ります。

〈主な取り組み〉

- 被害者の安全確保と秘密の保持に十分配慮し、被害者の立場に立った相談体制の確保
- 関係各課によるネットワークを活用した被害者からの相談の対応
- DV 被害女性の保護や、自立支援を行う民間シェルターに対する支援
- DV を要因とする児童虐待の防止に向けた関係機関との連携・対応

基本方向2 セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶

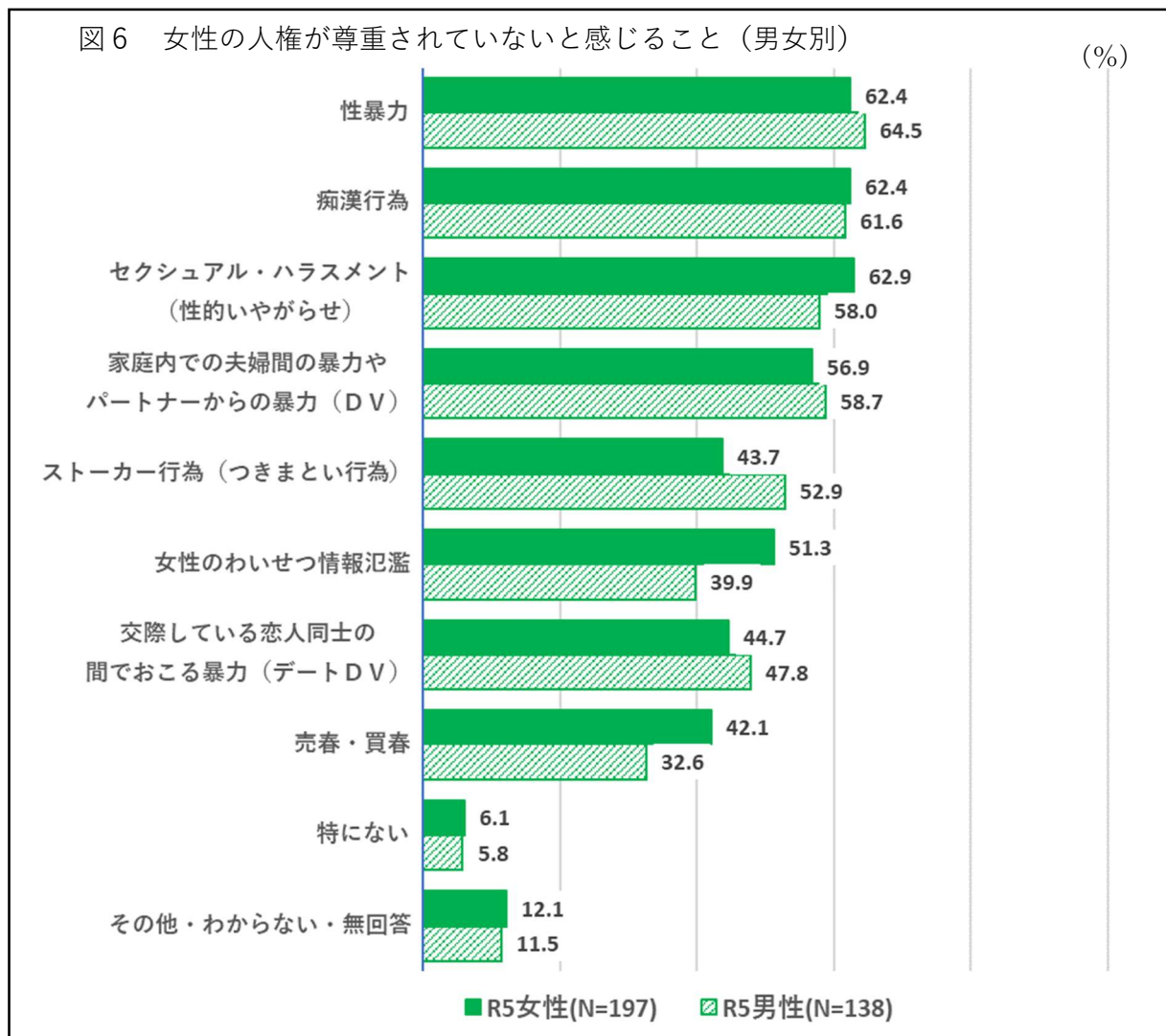
【現状と課題】

本市が令和5年度に実施した意識調査では、「女性の人権が尊重されていないと感じること」について、DV以外にも、「性暴力」や「痴漢行為」、「セクハラ（性的いやがらせ）」など、女性に対する暴力を選択した回答が多い結果となっています。

女性に対する暴力の根絶には、予防教育をはじめとした、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を進めるとともに、被害者支援に際しては被害者の置かれた状況に十分に配慮し、きめ細かく対応することが必要です。

基本施策

- (1) セクシュアル・ハラスメントなどの暴力防止への理解促進
- (2) 若年層への予防教育の推進
- (3) 被害者への相談・支援体制の充実



※帯広市「令和5年度 男女共同参画に関する意識調査」より作成

基本施策 (1)セクシュアル・ハラスメントなどの暴力防止への理解促進

職場や学校、様々な場における、セクハラやマタニティ・ハラスメント※、ストーカー行為などについて、予防と根絶に向けた意識の啓発を進めます。

〈主な取り組み〉

- 性暴力や性犯罪など、性の尊重を阻害する行為の根絶に向けた意識啓発
- 男女雇用機会均等法等の規定に基づいた、セクハラや妊娠・出産等へのハラスメント（マタニティ・ハラスメント）の認識の向上と防止対策の周知徹底

※マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由として、人事で不利益な扱いを受けたり、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ、いじめのこと。

基本施策 (2)若年層への予防教育の推進

「身体への暴力」だけではなく、「デジタル暴力※¹」によるリベンジポルノ※²などの性的嫌がらせや誹謗中傷、売買春行為など、暴力についての理解や認識、互いの違いを尊重する関係を学ぶ機会等を通して、若年層への意識の啓発を進めます。

〈主な取り組み〉

- 交際相手からの暴力未然防止に関する若年層の理解促進
- 学校における、交際相手からの暴力の未然防止に向けた講座の開催

※¹ デジタル暴力

ネット上での誹謗中傷、嫌がらせ、脅迫、ストーキング、なりすまし、個人情報の「さらし」行為、悪意のある画像加工（いわゆるディープフェイク）、リベンジ・ポルノ、性的搾取、人身売買など。

※² リベンジポルノ

元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなど。

基本施策 (3)被害者への相談・支援体制の充実

関係機関との連携により、被害者の人権に配慮した相談の対応や、自立支援を進めます。

〈主な取り組み〉

- 関係各課によるネットワークの活用と関係機関との連携による被害者の人権に配慮した相談の対応、自立支援

1
基本的な
考え方

2
基本目標

3
基本方針
策向

4
プラン
の
推進

基本方向3

困難や不安を抱える女性への支援体制の充実

【現状と課題】

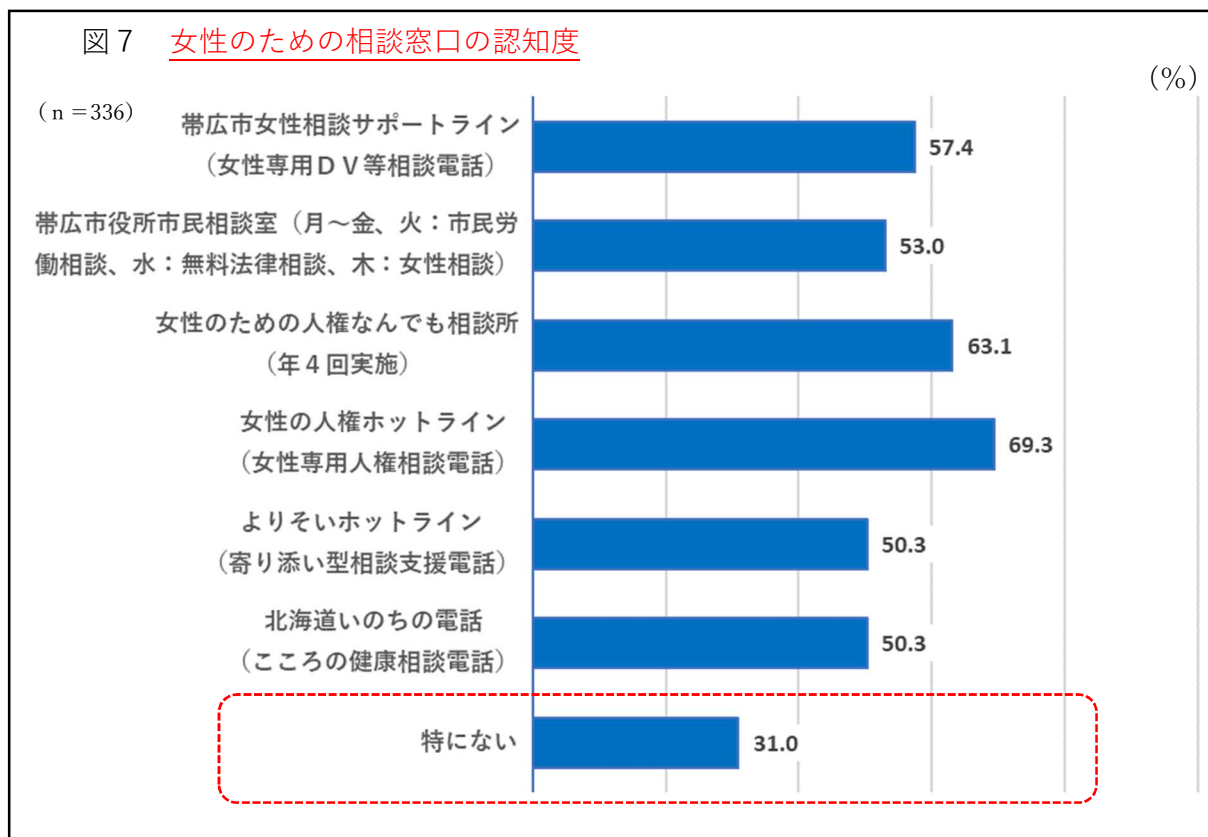
時代の変化とともに女性が抱える問題は、身体的・精神的DV、ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害、生活困窮や家庭関係破綻など、多様化・複合化・複雑化しています。

女性は、日常生活や社会生活を営むうえで様々な困難を抱えやすいためであり、女性の福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供することが求められています。

また、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面も指摘されています。

本市が令和5年度に実施した意識調査では、女性のための相談窓口等について31.0%が「特にない（知らない）」と回答しており、また、DVの被害者においても40.9%が「誰にも相談しなかった」現状があります。「相談できる場所を知っておく」「誰かとつながる」ことで、心の負担を減らし、一歩踏み出すきっかけの一助となります。女性が安心して相談でき、自立して暮らせるよう、本人の意思に寄り添った支援を、関係機関や民間団体と連携して進める必要があります。

図7 女性のための相談窓口の認知度



※帯広市「令和5年度 男女共同参画に関する意識調査」より作成

基本施策

- (1) 困難や不安を抱える女性への相談体制の充実
- (2) 女性が安心かつ自立して暮らせる支援体制の確立

基本施策 (1)困難や不安を抱える女性への相談体制の充実

ひとりで抱え込まず、安心して相談できるよう、当事者への包括的な支援を進めます。

〈主な取り組み〉

- 困難や不安を抱えた女性の状況や事情に応じた情報提供や相談体制の充実
- 関係各課とのネットワークを活用した相談支援

基本施策 (2)女性が安心かつ自立して暮らせる支援体制の確立

自立して生活するための支援を、関係機関や民間団体等と連携・協働して進めます。

〈主な取り組み〉

- 困難状態からの回復や安定した生活環境確保に向けた支援
- 安定した就業機会の確保に向けた支援

※「女性支援法」について

DV、貧困、性暴力、性的搾取、障害、精神疾患、外国籍など、さまざまな困難を抱え、傷ついた女性は、「売春防止法」を根拠とした婦人保護事業により保護・更生の対象とされていたが、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援の視点は不十分なものであったことから、さまざまな困りごとや、悩みを抱える女性ひとりひとりが、安心して回復し、自分らしく生きていくため女性の福祉視点に立った新たな女性支援の法律として、令和6年4月1日に施行。

〈基本目標Ⅲ〉

男女がともに活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

基本方向 1

政策・方針決定過程における女性の参画促進

【現状と課題】

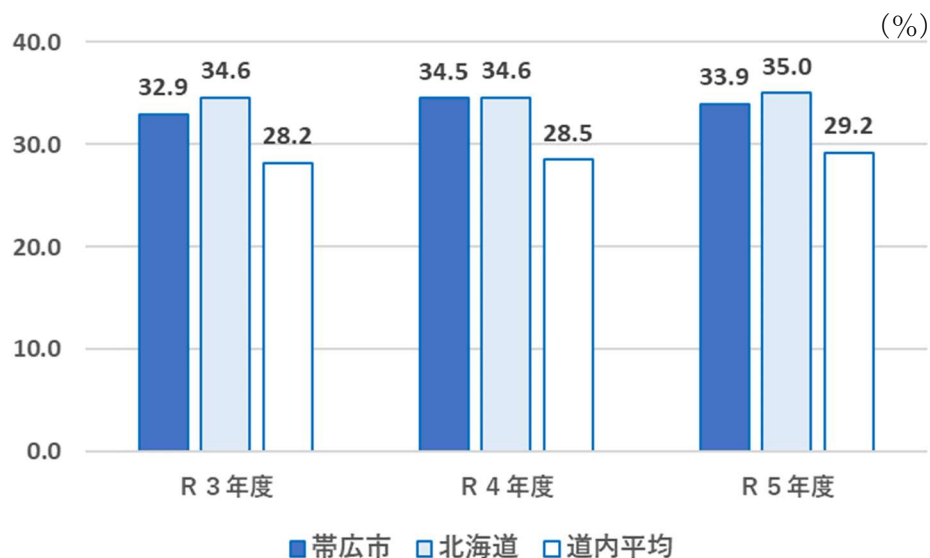
令和5年度に調査した従業員5人以上の市内事業所における女性管理職の割合は、15.4%となっており、また、市職員の管理職に占める女性の割合は、目標15%以上のところ14.8%となっています。また、本市の審議会等における女性の参画率は、令和5年度末で33.9%となっており、第2次プランで目標とした40%を下回っています。

人口の半分を占める女性の視点が、政治、経済、社会などあらゆる分野に反映されるためには、女性の人材育成や、就労の場、地域で女性が参画できる環境づくりへの取り組みを進めていく必要があります。

基本施策

- (1) 審議会等における女性の参画の推進
- (2) 方針決定過程における女性の参画の促進
- (3) 農業経営における女性の参画支援

図8 審議会等における女性の参画率



※北海道・北海道平均：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会形成又は女性に関する施策の進捗状況調査」より作成

帯広市：「男女共同参画に関わる帯広市の数値」より作成

基本施策 (1)審議会等における女性の参画の推進

市が設置する審議会等への女性の参画拡大や、より多様な意見を反映できる環境づくり、学習機会の提供などを通じた人材育成を図ります。

〈主な取り組み〉

- 女性人材情報の収集・提供と審議会委員等への女性登用の推進
- 各種講座の実施と、研修への派遣による女性の人材育成

基本施策 (2)方針決定過程における女性の参画の促進

男女がともに暮らしやすい社会の実現に向け、企業及び市の方針決定過程における女性の参画拡大を図ります。

〈主な取り組み〉

- 企業等の方針決定過程における女性の参画に向けた理解の促進
- 市女性職員の職域拡大や管理職への登用の推進

基本施策 (3)農業経営における女性の参画支援

農業経営をともに行うパートナーとして、女性が意欲や能力を発揮し、主体的に活躍できるよう支援します。

〈主な取り組み〉

- 農業経営における家族経営協定などの取り組みの推進と、女性の農業技術、経営力向上のための研修の実施
- 農業に関連する加工や販売などの活動の支援

1
基本的な
考え方2
基本目標3
基本方針
策向4
プランの
推進

基本方向2 男女がともに働くための環境整備

【現状と課題】

仕事は生活のための経済的な基盤であるほか、働く人の自己実現や生きがいにつながるものです。本市が令和5年度に実施した意識調査では、仕事と家庭を両立させるために必要な支援について、「施策の整備」との回答が全体では41.1%となりましたが、男女別に見ると、女性は「施策の整備」が45.7%と高く、男性は「環境の充実」の44.9%が最も高い結果となりました。

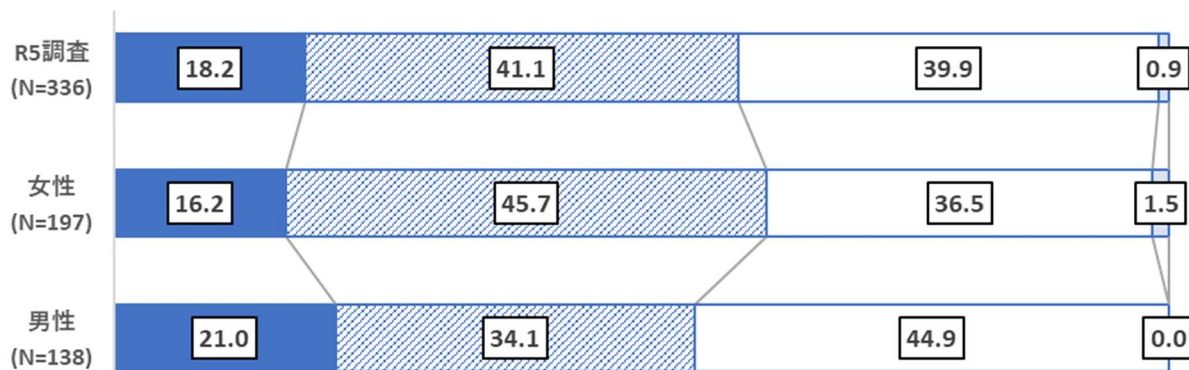
それぞれのライフステージにおけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、仕事と両立するための休業制度などの施策の整備や、育児や介護をサポートするための環境の充実など、働きたい人がその能力を十分に発揮できる環境の整備に取り組む必要があります。

また、ひとり親家庭については、経済的に不安定な状況に陥りやすい状況にあることから、就業支援のほか、仕事と育児・介護等との両立が可能となる環境づくりへの取り組みが必要です。

基本施策

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透
- (2) 育児・介護等支援体制の充実
- (3) 家庭生活における男女共同参画の促進

図9 仕事と家庭を両立させるために必要な支援



- 長時間労働慣行の是正やテレワークの推進など、育児や介護、家事などに用いることができる時間を増やすための勤務環境の整備
- 育児や介護のための休業制度や短時間勤務制度など、仕事との両立を支援するための施策の整備
- 保育施設や介護施設の整備など、育児や介護をサポートする環境の充実
- 無回答

帯広市「令和5年度 男女共同参画に関する意識調査」より作成

基本施策 (1)ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透を進め、働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

〈主な取り組み〉

- ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供
- 育児休業・育児短時間勤務及び、部分休業制度の取得促進

基本施策 (2)育児・介護等支援体制の充実

多様な就業形態に対応した保育・介護等のサービスにより、男女がともに仕事と育児・介護等が両立できるよう支援するほか、ひとり親家庭に対する就業支援や、育児・介護等のしやすい環境の整備を進めます。

〈主な取り組み〉

- 保護者の働き方の多様化に対応した保育サービスの提供
- 企業、団体における労働時間短縮や育児・介護等休業制度の導入促進
- 市男性職員の育児休業の取得促進
- 介護の負担の軽減や要介護者の生活の向上を図る、各種支援事業や相談の実施

基本施策 (3)家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活における男性の家事・育児・介護などへの参画に向けた、男性本人や職場における上司などの周囲の理解を進めます。

〈主な取り組み〉

- 家庭内における固定的な性別役割分担にとらわれない意識啓発
- 家庭生活と調和した職業生活の実現に向けた、長時間労働の抑制や年次有給休暇等の取得、固定的な性別役割分担意識の解消への意識啓発

1
基本的な
考え方2
基本目標3
基本方針4
推進の

基本方向3 就労における男女平等の促進

【現状と課題】

女性がその視点や潜在的な力を活かし就労することは、地域の持続的な発展や企業の活性化という点から、重要な意義を持ちます。令和2年実施の国勢調査によると、少子高齢化の進行により、本市の労働力人口はさらに減少しています。労働力人口における男女の人数差は縮まってきており、女性も労働を担う重要な人材となっています。

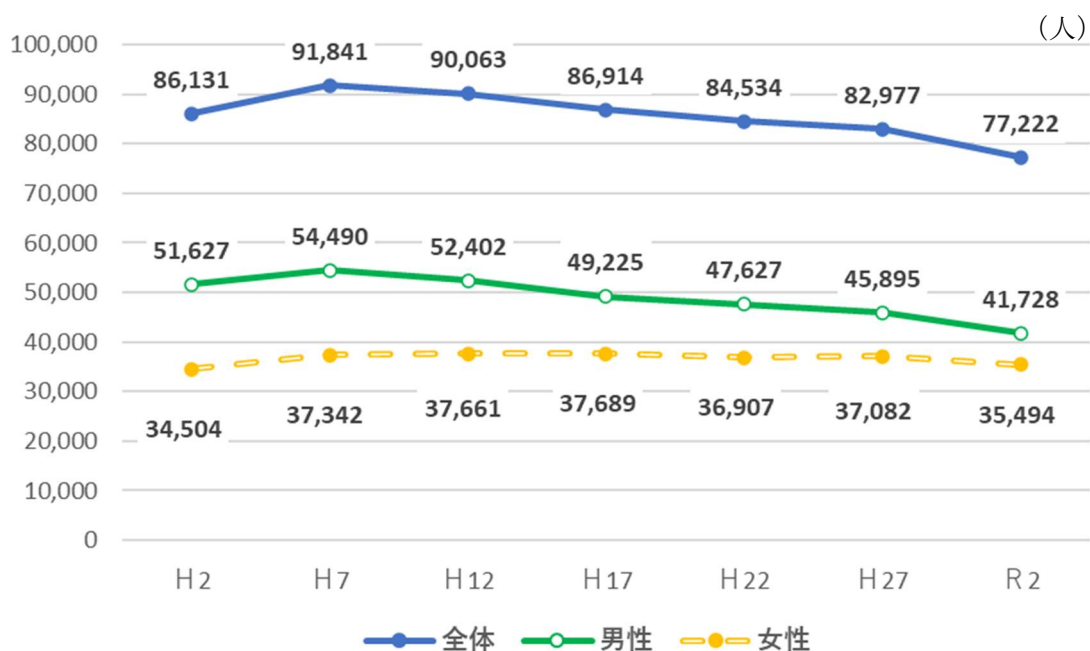
「男女雇用機会均等法」や、「女性活躍推進法」により、女性が就労し活躍するための法的整備が進められています。一方、本市が令和4年度に実施した事業所意識調査では、「一般的に女性の継続した雇用を困難にしている要因」として、「家事・育児・介護等、仕事との両立が難しい」がもっとも多く、家事等の多くを女性が担っている現状や、男性は「仕事」女性は「家庭」を優先する考え方など、男性中心の働き方を前提とする労働慣行が依然として残っている状況が伺えます。

男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、男女がそれぞれ意欲を持って職業生活を継続できるよう取り組むことが必要です。

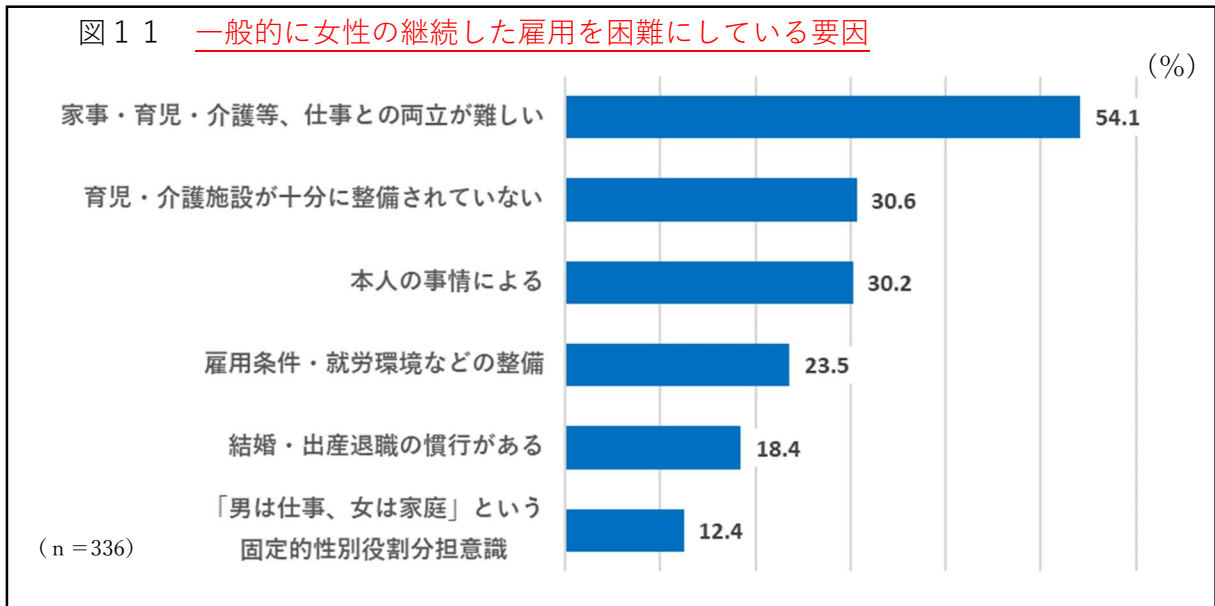
基本施策

- (1) 男女の均等な雇用と待遇の確保
- (2) 職場における男女平等の促進

図10 帯広市の労働力人口の推移



※「国勢調査」より作成



※帯広市「令和4年度 男女共同参画に関する事業所意識調査」より作成

基本施策 (1)男女の均等な雇用と待遇の確保

企業に対し男女雇用機会均等法をはじめとする法律、制度などに関する情報の周知・啓発により、男女の均等な雇用と待遇の確保を促進します。

〈主な取り組み〉

- 必要な場面で積極的に制度を利用できるよう、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などの制度の周知
- 問題解決のための労働相談窓口における情報の提供
- 男女共同参画に関する企業の取り組み事例の情報の提供

基本施策 (2)職場における男女平等の促進

労働力人口において女性の比率が高まっている中、男性中心の働き方等を前提とする労働慣行の是正と、男女が意欲を持って職業生活を続けることができるよう、啓発を進めます。

〈主な取り組み〉

- 職場における、性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するための啓発
- 農業や商工自営業等に従事する女性の労働条件の向上など、働く場における男女平等の促進

基本方向4 就業機会の確保

【現状と課題】

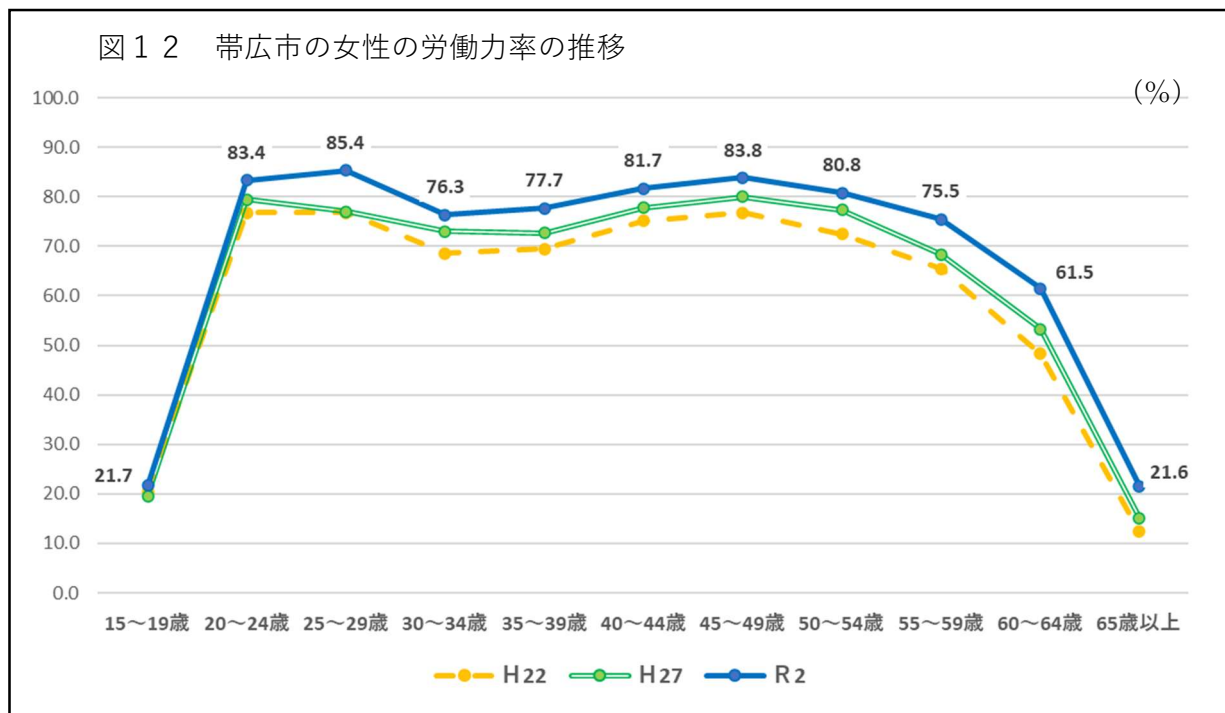
全国的に働く女性が増加する一方で、令和2年実施の国勢調査をもとにした、本市における女性の年代別労働力率の推移をみると、30代で結婚や出産をきっかけに離職し、育児が一段落した後ふたたび働き出すという「M字カーブ問題」が解決されていないことが読み取れます。

本市が令和5年度に実施した意識調査では、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた人の割合は52.7%と、30年の調査の39.6%と比べて13.1ポイント増加しています。多様な働き方が広まる中で、就業に対する意識が変化してきている事が伺えます。

働きたい女性が、仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく働き続けられるようにするには、その人が持っている能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

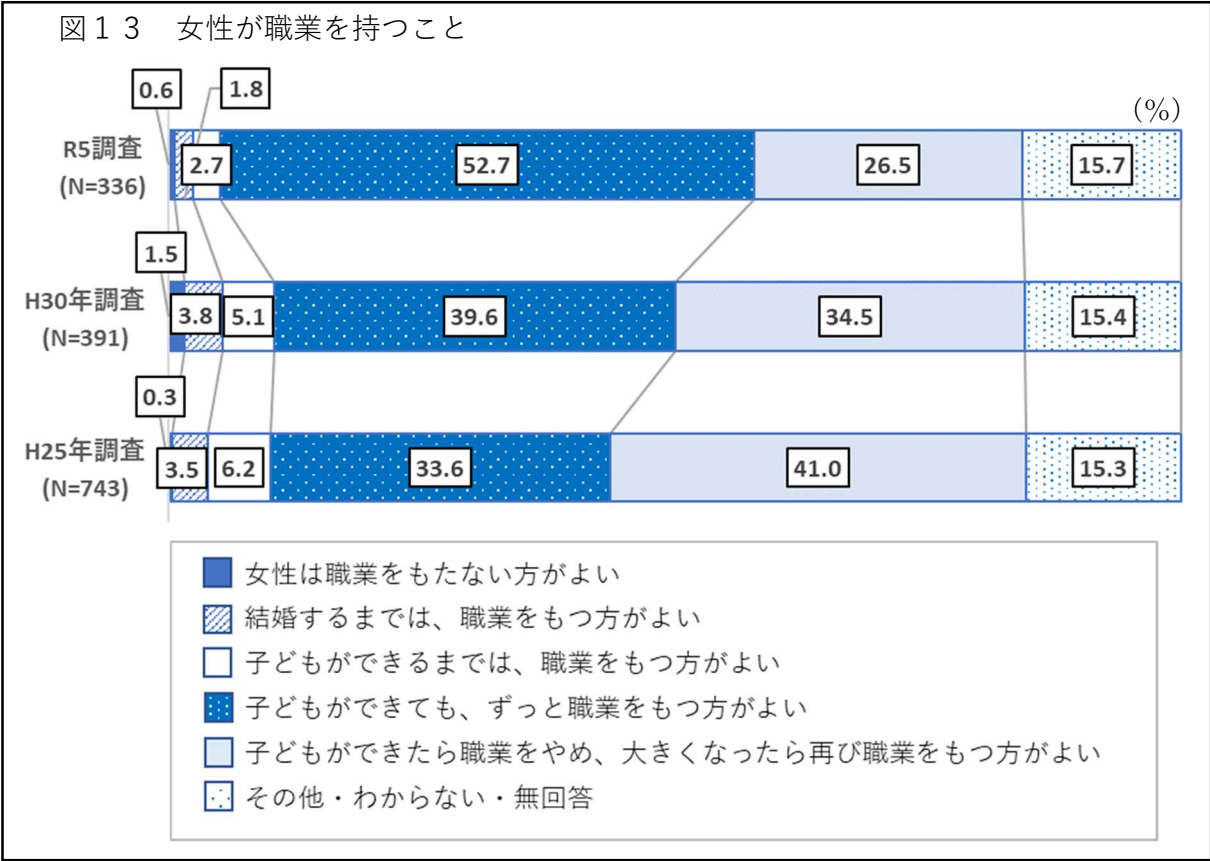
基本施策

- (1) 就業支援体制の充実
- (2) 女性の経済的自立の支援
- (3) 女性の再チャレンジ支援



※「国勢調査」より作成

【労働力率】就業者数と完全失業者数とを合わせた労働人口が15歳以上の人口に占める割合
労働力人口 ÷ 15歳以上の人口（生産年齢人口） × 100 の数値で示す。



※帯広市「令和5年度 男女共同参画に関する意識調査」より作成

基本施策 (1)就業支援体制の充実

多様な生き方が実現できる就業や、新しく事業を起こすための情報提供や相談などのほか、働き続けるための支援について関係機関と連携を図りながら進めます。

〈主な取り組み〉

- 定年後再雇用制度などの普及啓発による雇用促進
- 起業を目指す女性に対する知識や手法に関する情報提供や相談等支援

基本施策 (2)女性の経済的自立の支援

関係機関と連携した就業や職業訓練の情報収集・提供により、自立のための就業機会を確保します。

〈主な取り組み〉

- 関係機関と連携して必要な情報の提供や相談の充実のほか、学習機会、技能講習や能力開発のための講座を開催
- 母子家庭等就業・自立支援センターの活用、就労に関する相談、情報提供などの就労サービスの提供による、ひとり親家庭の自立支援
- ひとり親家庭の自立につながるよう、資格取得への支援
- 農業技術、経営技術向上のための研修制度の充実と、新規就農者の相談対応

基本施策 (3)女性の再チャレンジ支援

女性の多様な生き方を実現するため、再就業や職業訓練に関する情報を収集・提供し、結婚や出産等で仕事を中途退職した女性の就業機会を拡大します。

〈主な取り組み〉

- 女性の職業意識の向上、能力開発のための講座などの開催や、関係機関と連携した職業訓練機会の拡充

基本方向5 地域社会等における男女共同参画の促進

【現状と課題】

人口が減少していく中、活力のある地域社会を維持するには、様々な地域の活動に男女ともに多様な年齢層の参画を進めることが必要です。

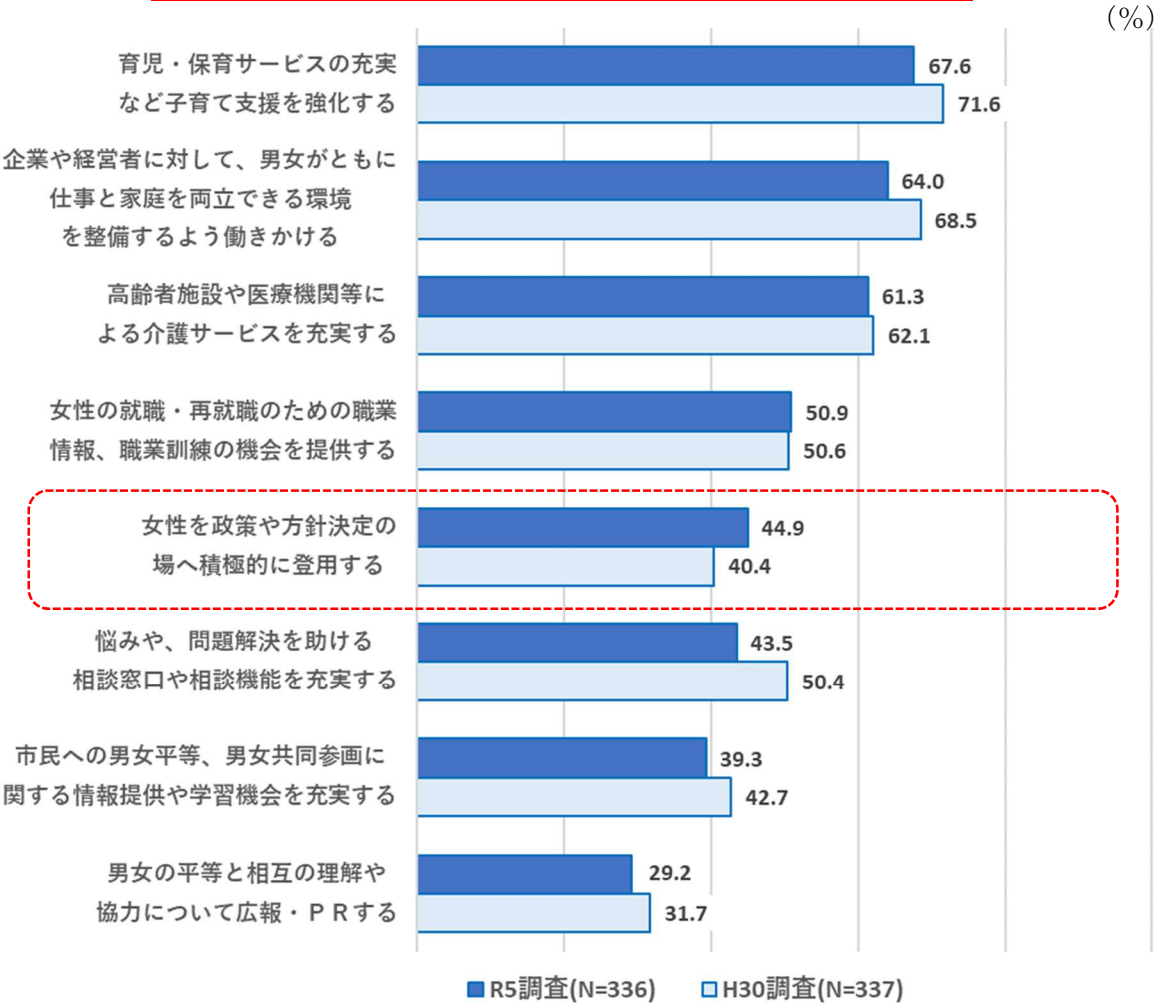
本市が令和5年度に実施した意識調査で、「女性を政策や方針決定の場へ積極的に登用する」ことが重要との回答が44.9%あり、女性の視点や豊かな知識・経験を広く活かすなど、地域活動における男女共同参画の推進が重要です。

防災・復興においては、東日本大震災等の教訓から、予防から復興までの各段階において、男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。

基本施策

- (1) 地域社会等における男女共同参画の促進
- (2) 防災分野における男女共同参画の推進

図13 帯広市が男女共同参画社会づくりをすすめるために重要なこと



※帯広市「令和5年度 男女共同参画に関する意識調査」より作成

基本施策 (1)地域社会等における男女共同参画の促進

男女が協力し合って地域における様々な活動に参加し、女性が地域活動のリーダーシップを発揮できるよう支援するとともに、情報を収集・提供します。

〈主な取り組み〉

- 学習機会の提供や参加に向けた意識啓発による、男性の地域・社会活動への参加促進
- 各種団体において女性がリーダーとして活躍するための、研修機会の拡大
- 高齢期の男女が経験や知識を活かし、健康保持や仲間との交流を深めて生きがいを持って暮らせる環境づくり
- 障害のある人が生きがいを持って安心して暮らすための、障害の特性に応じたニーズや課題に対応する相談支援体制の強化と、障害福祉サービスの提供

基本施策 (2)防災分野における男女共同参画の推進

性別などによるプライバシーの配慮やニーズの違い、被災・復興状況における諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた支援体制を確保します。

〈主な取り組み〉

- 防災活動への女性の参画の促進
- 女性等の視点や知識を活かした避難所の運営
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備と、防災意識の普及・啓発
- 消防団における女性の参画促進

第4章 プランの推進

1 推進体制

このプランに盛り込まれた施策を総合的かつ計画的に推進していくには、市民の理解により連携して事業を展開することが必要なため、市民、団体、企業などと行政が連携して推進していきます。

(1) 庁内における推進体制

「帯広市男女共同参画推進委員会」（推進委員会）において、庁内関係部課が一体的に取り組めます。

また、市職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持つよう情報の提供を行い、庁内における男女共同参画意識の啓発を図ります。

(2) 市民等からの意見聴取

市民や関係団体の代表者、事業者、学識経験者などで構成する「帯広市男女共同参画市民懇話会」（市民懇話会）において、男女共同参画の推進に関する事項について意見を聴き、取り組みを進めます。

(3) 国・北海道などとの連携

国・北海道の動きと連携、協力し、効果的に施策を進めるとともに、男女共同参画に関して自主的な取り組みを行っている団体や事業者などとの連携を図ります。

2 進捗管理

(1) 市民・事業者意識調査の実施

男女共同参画に関する意識や実態を把握し比較・検証するために、市民や事業所を調査対象とした意識調査を実施します。

(2) プランの進行管理

プランに基づく施策の進行管理については、目標値を設定して進捗状況を把握し、施策に反映させていきます。



第3次おびひろ男女共同参画プラン

2020（令和2）年2月 策定

2025（令和7）年2月 改訂

帯広市市民福祉部地域福祉室市民活動課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

TEL 0155-65-4134

E-mail danjyo@city.obihiro.hokkaido.jp